

中小建設業 助成金制度のご案内

助成金制度とは

中小建設業(資本金3億円以下または常用労働者300人以下)で働いている従業員、短期労働者、日雇労働者が「技能講習」を受けた場合には、各都道府県労働局に支給申請することにより

- 1) 本人が雇用保険に加入している場合 — 受講料の70%と、さらに日当(限度額7,000円/1日)ができる場合があります。
- 2) 本人が雇用保険に加入していない場合 — 受講料の70%が、事業主に助成金として支給されます。

☆対象となる建設業とは

建設・土木・電気等の工事業で、雇用保険料率16.5/1,000(平成24年度)を納付している事業主さんです。

注)雇用保険料率は、労働保険概算・確定保険料申告書または、労働保険料納入通知書に記載されていますのでご確認ください。

☆受講できる技能講習(助成金額は、雇用保険加入の場合の予想最大で算出してあります)

○車両系建設機械(整地・運搬・積込み・掘削)			講習時支払額		予想最大試算額	
コース	現在保有している資格および業務経験	日数	受講料	テキスト代等	助成金額	実負担額
14H	(1)大型特殊自動車免許証を有する方 (2)不整地運搬車運転技能講習修了証を有する方 (3)大型・中型・普通自動車の何れかの免許証を持ち、小型建機特別教育修了証を有し、3ヶ月以上の小型建機運転経験証明が出来る方	2日	55,000	2,000	53,800円	3,200円
38H	・免除のない方	5日	110,000		113,300円	△1,300円

○小型移動式クレーン ○床上操作式クレーン			講習時支払額		予想最大試算額	
コース	現在保有している資格および業務経験	日数	受講料	テキスト代等	助成金額	実負担額
16H	(1)移動式クレーン・デリック、揚貨装置各運転士免許証または、小型移動式クレーン若しくは玉掛け技能講習修了証を有する方 (2)クレーン・デリック、揚貨装置各運転士免許証または、床上操作式クレーン若しくは玉掛け技能講習修了証を有する方	3日	55,000	2,000	60,800円	△3,800円
20H	・免除のない方		60,000		64,300円	△2,300円

○玉掛け			講習時支払額		予想最大試算額	
コース	現在保有している資格および業務経験	日数	受講料	テキスト代等	助成金額	実負担額
15H	(1)クレーン・デリック、移動式クレーン、揚貨装置の何れかの運転士免許証を有する方 (2)小型移動式クレーン運転技能講習修了証、または床上操作式クレーン運転技能講習修了証を有する方					
16H	(1)1トン以上のクレーン・移動式クレーン・デリック・揚貨装置で6ヶ月以上の玉掛け補助作業の業務経験証明が出来る方 (2)1トン未満の揚貨装置で、6ヶ月以上の玉掛け業務経験証明が出来る方 (3)玉掛け特別教育修了証を有し、1t未満で6ヶ月以上の玉掛け業務経験証明が出来る方	3日	35,000	2,000	46,800円	△9,800円
19H	・免除のない方		40,000		50,300円	△8,300円

○高所作業車			講習時支払額		予想最大試算額	
コース	現在保有している資格および業務経験	日数	受講料	テキスト代等	助成金額	実負担額
14H	(1)普通・中型・大型大型特殊自動車何れかの免許証を有する方 (2)次の技能講習修了証を有する方・フォークリフト、ショベルローダ・車両系建機(整地・運搬・積込・掘削用、基礎工事用、解体用)、不整地運搬車 (3)建設機械施工技術検定合格者	2日	60,000	2,000	57,300円	4,700円

☆助成金の申請方法

- 1) 受講前—講習開始日の10日前までに、当センタへお問合せ下さい。
- 2) 受講後—講習終了後2ヶ月以内に、書類申請が必要です。

*申請書類を滞りなく作成するためにご協力をお願い致します。

お問い合わせと申請は

栃木労働局長登録教習機関 社団法人 **わたらせ技能講習センタ**

足利講習所 〒326-0015 足利市八幡町五反田103番地 ☎0120-403160 TEL 0284-90-2080 FAX 0284-90-2081
 小山講習所 〒329-0216 小山市大字榎木字袋293番13 ☎0120-412051 TEL 0285-41-2051 FAX 0285-41-2052

詳細電話からホームページへアクセス!

足利講習所 小山講習所

